

平成26年11月

債券内容説明書
証券情報の部



独立行政法人
国際協力機構

第28回国際協力機構債券

JICA債



1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第 28 回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（平成 26 年 8 月 1 日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年外務省令第 22 号）」等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。
5. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
資金・管理部 市場資金課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等に対応して上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

証券情報説明書等について

- 本証券情報説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、本証券情報説明書をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読み下さい。
- 本証券情報説明書のご請求・お問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

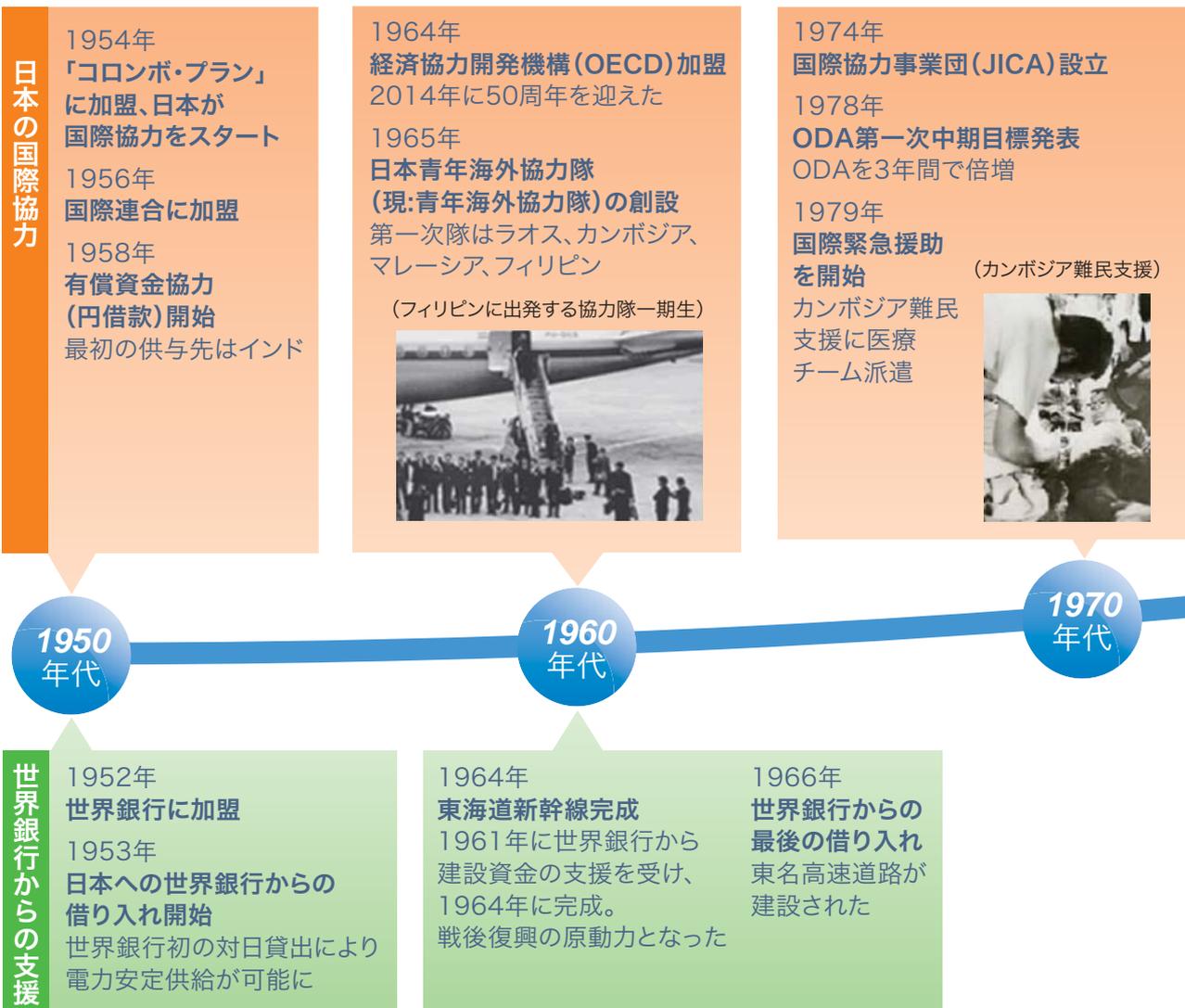
取扱金融商品取引業者

商号等/ 登録番号	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○

国際協力60周年 ～日本と国際協力のあゆみ

支援を受けて発展した日本

- 戦後間もない1952年8月、日本は世界銀行に加盟し、1953年より復興に必要な、多額の資金の借入れを開始しました
- 世界銀行からの支援を受けて建設されたインフラを原動力に、日本は戦後復興を果たし、わずか数十年で経済大国へと発展しました。1984年には世界銀行にとって第二の出資国となり、様々な分野で世界銀行の重要なパートナーとなっています
- 世界銀行の貸し出しによって建設された東海道新幹線は、現在でも日本の大動脈として国民生活や経済活動を支え、2014年に開業50周年を迎えました



国際協力60周年の年

- 2014年は、日本が政府開発援助(以下「ODA」)を開始してから60年の節目にあたります
- 第二次世界大戦後、日本が国際社会への復帰を果たすプロセスの一つとして、1954年にODAを通じた国際協力を開始しました。1989年にはODA供与額世界第一位となり、新興経済大国として日本型ODAを作り上げていきました
- 経済大国へと成長した今、環境破壊や感染症の蔓延、紛争問題の深刻化といった開発途上国が抱える世界規模の課題に対し、日本は更なる国際貢献が求められています。ODA60周年である2014年は、過去の取り組みを振り返りつつ、日本が今後果たすべき役割を考える良い機会となっています



2000年代～

1990年代

1980年代

1989年
日本のODAが
アメリカを抜いて
世界第一位に
1991～2000年で
供与額世界第一位

1992年
「ODA大綱」
の制定

2003年
現行ODA大綱策定
2008年
JICAが円借款、無償資金協力、
技術協力を一元的に担う世界
最大規模の二国間援助機関に
2011年
東日本大震災(3.11)
世界第一位の被援助国に

1984年
日本が世界銀行に
とって第二の
出資国に

1991年
世界銀行から
の借入れ
残高ゼロに

世界銀行からの
支援を受けた事例
写真提供: 世界銀行グループ

1964年 東海道新幹線完成
2014年に開業50周年を迎えた



1953年 世界銀行初の対日貸
出先は関西電力多奈川発電所



1966年 最後の借り入れで
建設された東名高速道路



JICAについて

- 名称：独立行政法人国際協力機構
(Japan International Cooperation Agency (JICA))
- 発足日：2003年10月1日
(2008年10月1日、独立行政法人国際協力機構が国際協力銀行の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力事業の一部を承継)
- 代表者名：理事長 田中明彦
- 常勤職員の数：1,842名(2014年9月1日現在)
- 国内拠点：15ヶ所 海外拠点：91ヶ所(2014年9月1日現在)

沿革

1999年10月

2003年10月

国際協力事業団
(JICA)

設立：1974年8月

技術協力

国際協力機構

(JICA、独立行政法人に改組)

海外経済協力基金
(OECF)

設立：1961年3月

国際協力銀行

海外経済
協力業務

日本輸出入銀行

国際金融等業務



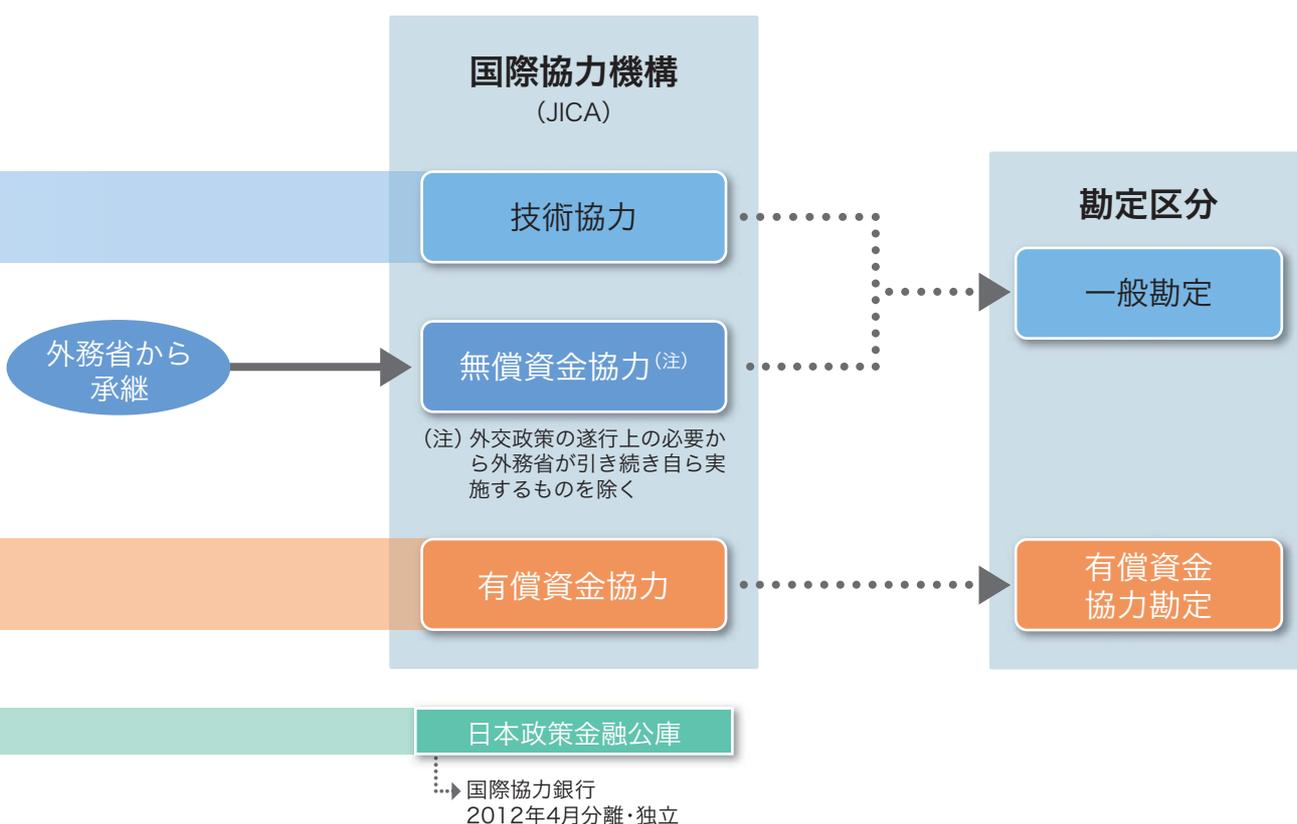
■ 設立根拠法：独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）
（以下「JICA法」）

■ 当機構の目的（JICA法第3条）：

「独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。」

■ 日本政府のODAの一元的な実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています

2008年10月



日本政府との関係

JICAの主務大臣(JICA法第43条第1項)

外務大臣	下記以外の管理業務及び管理業務以外の業務
外務大臣及び財務大臣	管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項

主務大臣の主な権限(JICA法及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」という)より)

- 理事長・監事の任命・解任
- 中期目標の設定及び中期計画の認可
- 業務状況等の検査(ただし、有償資金協力業務については検査を金融庁に委任できる)
- 一般勘定の財務諸表等の承認(有償資金協力勘定については国会審議を経て議決される)
- 機構債券(JICA債)発行基本方針の認可

財務面での政府の関与

- JICAは国の全額出資による独立行政法人(JICA法第5条第1項)
- 「政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。」(JICA法第5条第2項)
- 「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。」(通則法第46条)

【有償資金協力勘定貸借対照表】
(平成25年度末時点、単位：兆円)

資産の部	負債/純資産の部
資産 11.2	負債 2.2
	資本 7.8
	剰余金等 1.2

財政融資借入:1.8
債券発行による借入:0.3
その他:0.1

有償資金協力勘定は
約7.8兆円の政府出資を受け
自己資本比率は約80%
(平成25年度末時点)

$$\text{自己資本比率} = \text{自己資本} \div \text{総資産} \times 100$$

$$\text{自己資本} = \text{政府出資金} + \text{剰余金} + \text{評価・換算差額等}$$

政府開発援助 (ODA) とは

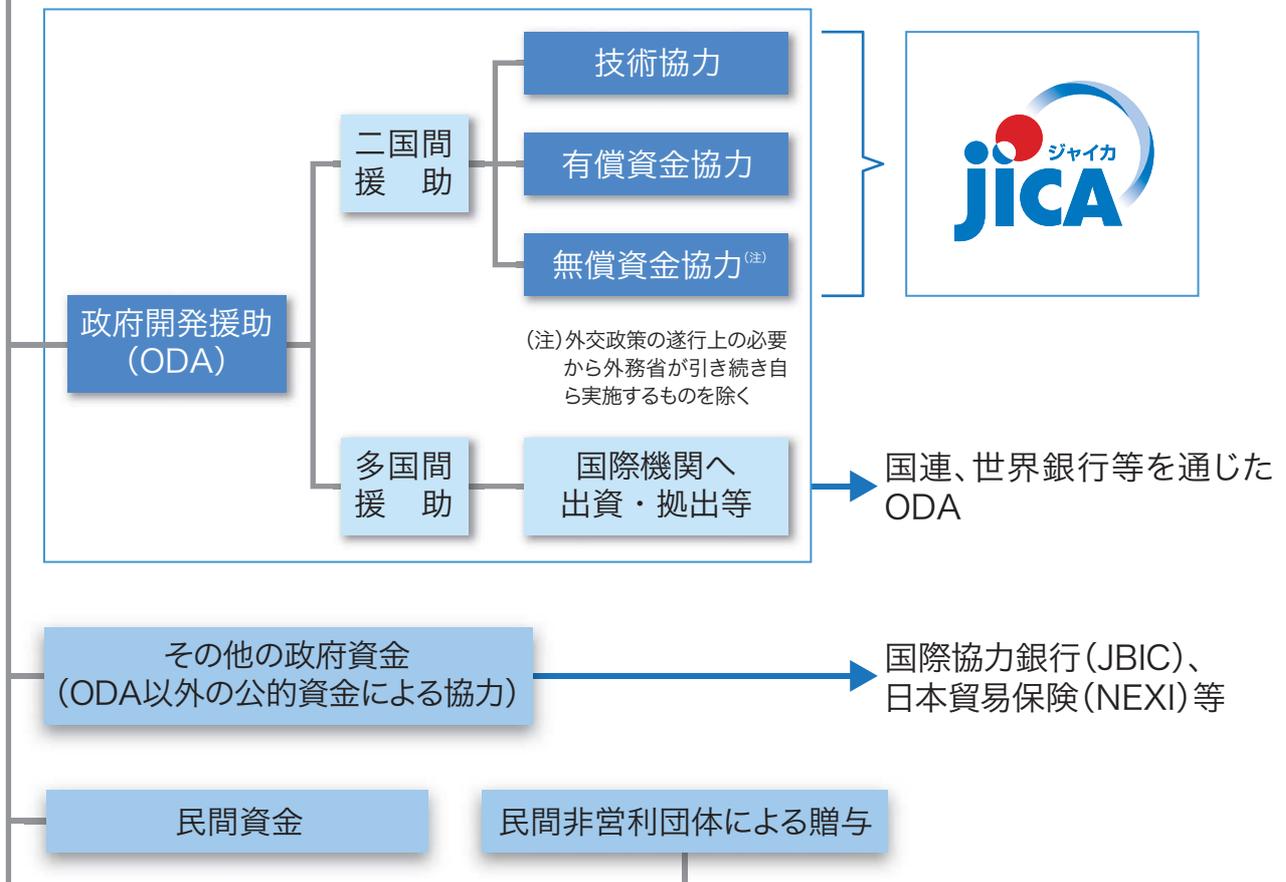
■ 政府開発援助 (Official Development Assistance (ODA))

■ 経済協力開発機構 (OECD) が定義する、次の3つの要件を満たす諸外国への経済協力

- ▶ 政府又は政府の実施機関によって供与されること
- ▶ 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- ▶ 資金協力については、供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになっていること

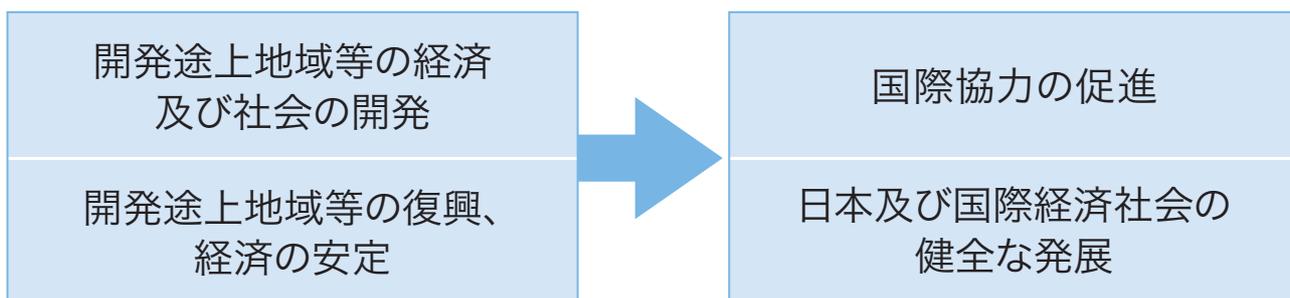
ODAの形態

経済協力



JICAの役割

JICAの目的



JICAの主要3事業

技術協力



開発途上国の人材育成、制度構築のために、専門家の派遣、必要な機材の供与、開発途上国人材の日本での研修などを行うもの



ウガンダでの農業支援

写真提供：篠田有史

有償資金協力



低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、開発途上国の発展への取り組みを支援する援助方法



トルコの第2ボスポラス橋

無償資金協力



所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに開発資金を供与するもの



イエメンでの小中学校建設

有償資金協力業務とは

■ 有償資金協力業務は、円借款と海外投融資の二つから構成されています

■ 平成25年度末時点の出融資残高^(注1)は約11兆円となっています

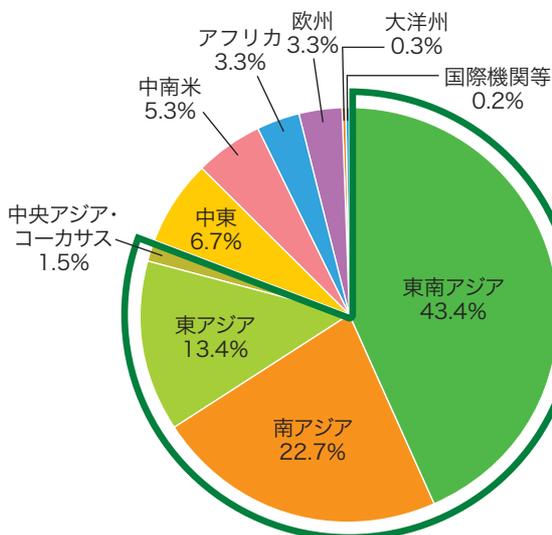
(注1) B/S上の「貸付金」、「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」、「投資有価証券・関係会社株式」の合計

円借款	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発途上国政府に対する直接借款であり、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助 ■ 一般に技術協力や無償資金協力よりも比較的大きな規模の開発資金の貸し付けが可能のため、開発途上地域の経済成長に必要な経済社会基盤の整備を目的とする支援で活用 ■ 円借款は、開発途上国に返済義務を課すことで、開発途上国自らのオーナーシップ(主体性)を高め、資金を出来る限り効率的に配分・活用していく努力を促す側面がある
海外投融資	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資・融資により支援する形態の援助 ■ 「新成長戦略実現2011^(注2)」に基づくパイロットアプローチの実施を経て、平成24年10月より本格再開。平成25年1月に本格再開後初のインフラ案件に調印 (注2) 2011年1月に閣議決定された、新成長戦略の実現に向けた基本方針

円借款承諾額の内訳

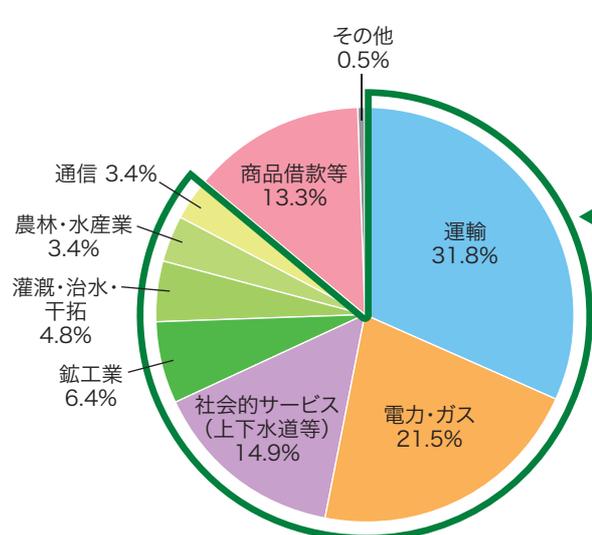
■ 地域別累計(平成25年度末時点)

約8割をアジアに供与

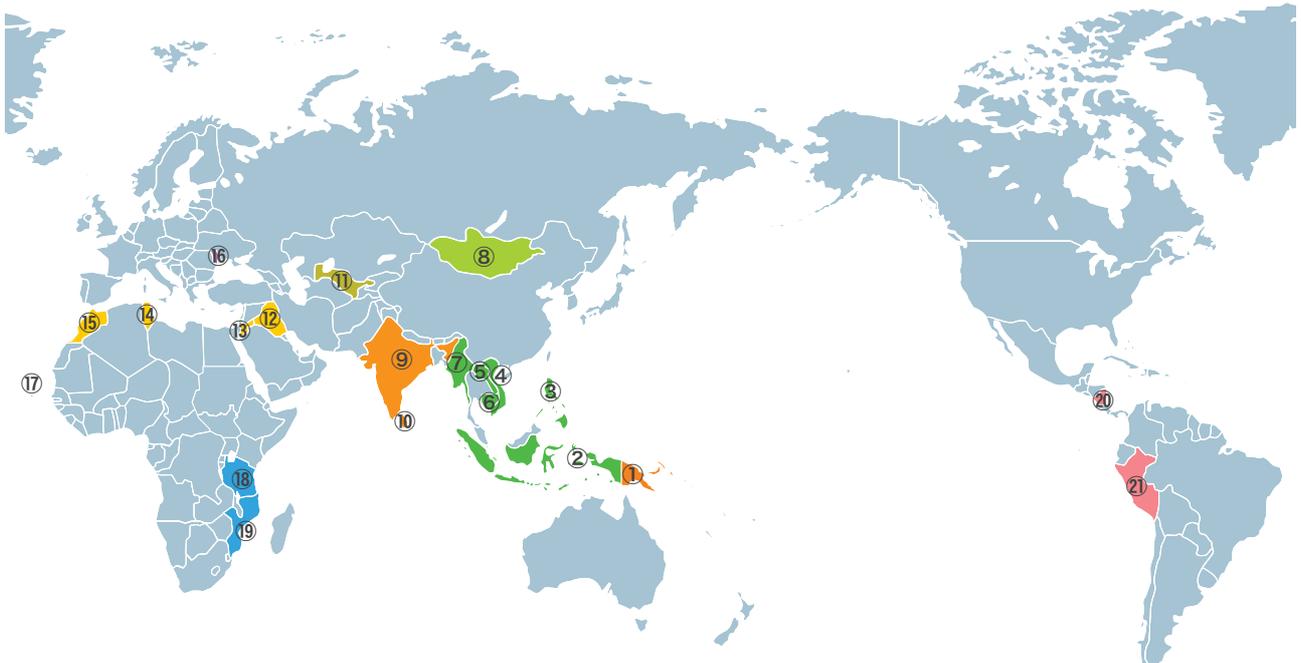


■ 部門別累計(平成25年度末時点)

経済社会インフラを中心に支援



平成25年度に新規に承諾された円借款案件(53件)



大洋州……1件

- ① パプアニューギニア……1件

東南アジア……26件

- ② インドネシア……8件
- ③ フィリピン……2件
- ④ ベトナム……9件
- ⑤ ラオス……3件
- ⑥ カンボジア……1件
- ⑦ ミャンマー……3件

東アジア……2件

- ⑧ モンゴル……2件

南アジア……9件

- ⑨ インド……8件
- ⑩ スリランカ……1件

中央アジア・コーカサス……1件

- ⑪ ウズベキスタン……1件

中東……4件

- ⑫ イラク……1件
- ⑬ ヨルダン……1件
- ⑭ チュニジア……1件
- ⑮ モロッコ……1件

欧州……1件

- ⑯ モルドバ……1件

アフリカ……6件

- ⑰ ガーボベルテ……1件
- ⑱ タンザニア……3件
- ⑲ モザンビーク……2件

中南米……2件

- ⑳ ニカラグア……1件
- ㉑ ペルー……1件

国際機関等……1件

- ㉒ アフリカ開発銀行……1件

円借款の残高上位10カ国(平成25年度末時点)

(単位：億円)

	国名	残高		国名	残高
1	インドネシア	19,634	6	パキスタン	5,971
2	インド	15,536	7	タイ	4,370
3	中華人民共和国 ^(※)	15,411	8	スリランカ	3,764
4	ベトナム	11,588	9	トルコ	2,803
5	フィリピン	8,281	10	エジプト	2,643

(※) 中華人民共和国に対する円借款は、2007年12月に承諾した6案件をもって新規供与は終了している

有償資金協力の事例紹介

— 開発途上国における支援 —



① インド デリー高速輸送システム建設事業 ~日本の技術が結集したデリーの最新型地下鉄~

インド最大の都市圏人口を抱える首都デリー。総延長が東京メトロに匹敵する規模のデリーメトロは、2002年に運行を開始しました。総事業費の約半分がJICAの円借款によって支援されています。デリーメトロでは、電力回生ブレーキシステムや光センサーを利用した工事中の安全対策システムなどの日本の省エネ・安全対策技術が活用されているほか、運行ノウハウや乗客の整列乗車などのソフト面の知見が活かされています。今では市民の足として定着し、毎日200万人の人々に利用されています。



デリーメトロの様子

写真提供: 久野真一

② ミャンマー ティラワ経済特別区開発事業 ~ミャンマー初の経済特別区の開発を支援~

ミャンマー政府は、直接投資の拡大や更なる貿易拡大等による雇用創出・経済発展を目指し、ヤンゴン都市圏に位置するティラワ地区にティラワ経済特別区(SEZ)の開発を進めています。一方で日本企業はミャンマーへの投資には関心があるものの、インフラ不足や法の未整備に不安を持っており、投資環境の改善が大きな課題となっています。JICAはSEZの早期開発区域で工業団地開発・販売・運営事業を行うための資金を円借款で支援すると共に、ミャンマー政府との調整を円滑に進める役割を担っています。



ティラワ経済特別区(SEZ) 完成予想図

③ナイジェリア ポリオ撲滅事業 ～ポリオ撲滅に向けて、ゲイツ財団と連携～

アフリカで最大の人口と経済規模を有するナイジェリアは、経済成長著しい国の一つです。しかし妊産婦死亡率および乳幼児死亡率率は劣悪で、特にポリオに関しては世界の未撲滅国3カ国のうちの1カ国となっています。JICAは円借款を通じて、ナイジェリアにおける5歳未満児に対するポリオ・ワクチンの円滑な接種を図り、同国のポリオの早期撲滅に寄与することを目指しています。また、本事業は、事業成果が達成されれば、米国のビル&メリンダ・ゲイツ財団がナイジェリア政府に代わってJICAに借款を返済する援助手法をとっています。同手法の採用は、パキスタンに続く2例目です。



調印式の様子

④トルコ ボスポラス海峡横断地下鉄整備事業 ～日本の技術を活用し、海底トンネルを建設～

トルコの大都市イスタンブールでは、近年の自動車の増加により欧州側とアジア側を結ぶボスポラス海峡上の交通渋滞や排気ガスによる大気汚染が深刻化していました。こうした問題の解消を目的に、2013年10月、ボスポラス海峡横断地下鉄が開通し、JICAはこれに対し、円借款を通じた支援を行っています。また、沈埋函(注)では世界最深となる海底60メートルのトンネル建設に日本の高い技術が用いられました。地下鉄開通により、これまでフェリーで約30分近くかかっていた海峡間の移動が約4分へと大幅に短縮されます。



開通した列車の様子

(注)沈埋函:陸上で建造したブロックを沈めてつなげ、海底トンネルを作る工法

⑤フィリピン 災害復旧スタンドバイ借款 ～将来起こりうる災害に備えて～

フィリピンは東南アジアにおいても最も自然災害の多い国の一つです。災害による経済的、人的被害は甚大であり、また、社会基盤への度重なる被害は経済活動への長期的な影響を与えており、フィリピン政府にとって喫緊の課題となっています。こうした課題に対し、JICAは2014年に同国政府との間で、「災害復旧スタンドバイ借款」の円借款貸付契約に調印しました。これは、大規模災害発生時に生じる復旧段階での一時的な資金ニーズに応え、同国の災害リスク軽減・管理能力を強化するものです。本借款は、2013年度に導入された同スキームの第1号供与となりました。



台風ヨランダによる集落の被災

JICA債

～商品性～

JICA債

政府との一体性

- JICAの業務である政府開発援助(ODA)は、国際的に「政府ないし政府の実施機関により供与されるもの」と定義されている(注)

投資資金の用途

- JICA債に投資された資金は、全額を有償資金協力業務に充当

日本国債と同じ格付

- 第28回国際協力機構債券(JICA債)について、以下の信用格付を取得予定
- R&I(株式会社格付投資情報センター): AA+(安定的)
- S&P(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社): AA-(ネガティブ)

JICA債の優先弁済権

- 平成26年3月末の財政融資資金借入(無担保)約1.8兆円に対し、財投機関債(一般担保)は0.3兆円。債券の債権者は、JICAの財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する

財務の健全性

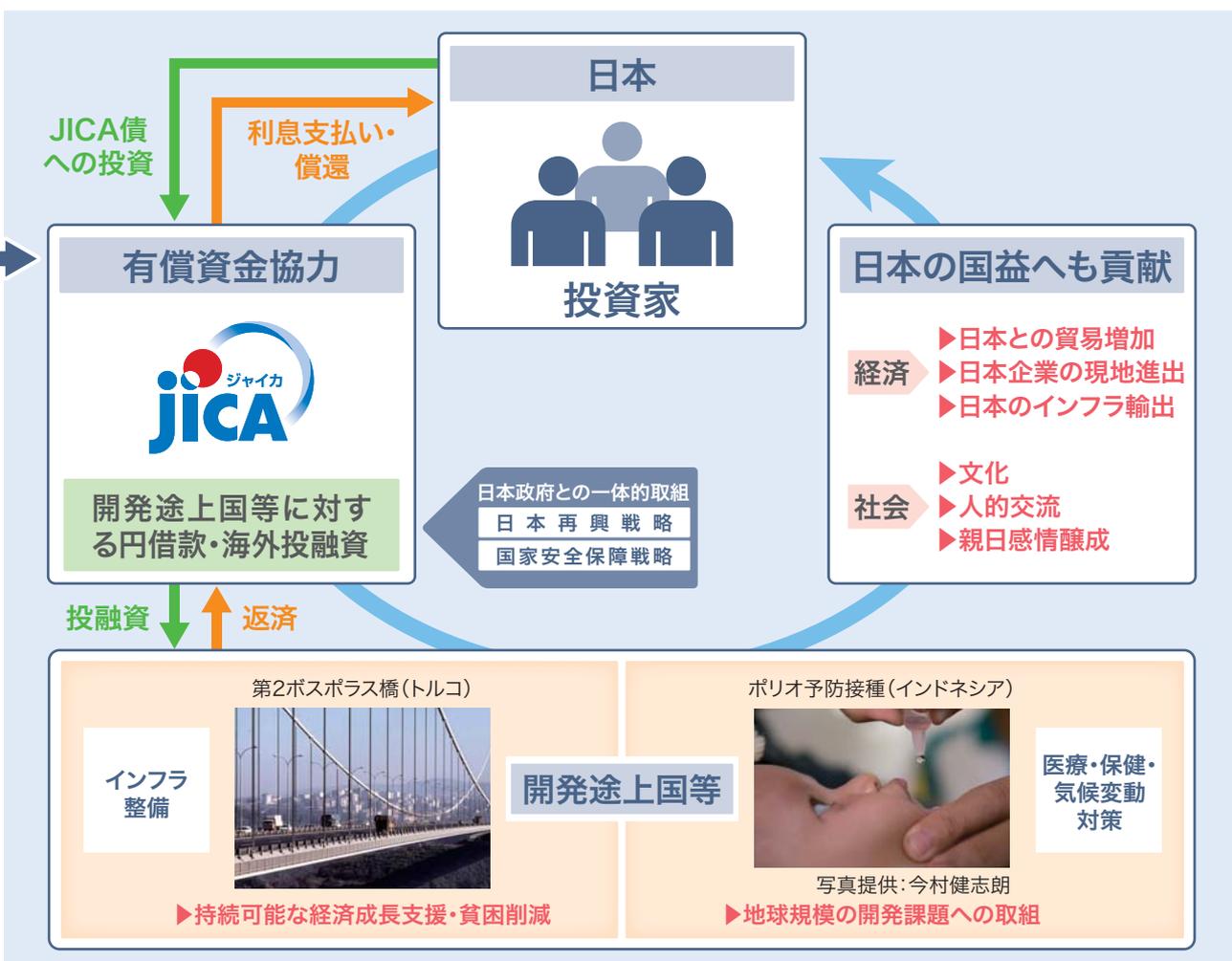
- JICAは国の全額出資による独立行政法人(JICA法第5条第1項)
- 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる(JICA法第5条第2項)
- 有償資金協力勘定は約7.8兆円の政府出資を受け、自己資本比率は約80%
- 有償資金協力勘定は平成9年度以降(平成14年度を除き)期間損益ベースで黒字を維持、利益剰余金は資本金と同額まで内部留保される

(注) 経済協力開発機構(OECD)の下部機関である開発援助委員会(DAC)による定義(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development. DAC: Development Assistance Committee.)

～日本と開発途上国を結ぶ架け橋として～

■ JICA債に投資された資金は、全額が有償資金協力業務に充当され、本債券への投資は開発途上国への援助など国際的/社会的貢献へと繋がります。すなわち、JICA債への投資=SRI(Socially Responsible Investment: 社会的責任投資)という性質を有しています

(注) 本債券の元利金は、JICAの信用力に基づいて支払われるものであり、JICAが行う開発途上国への個別の出融資の結果に直接の影響を受けるものではありません



○ 財投機関債:

JICA債は、財政投融資を活用している特殊法人や独立行政法人等が発行する財投機関債に該当し、政府保証は付されていません

○ 一般担保付債券:

JICA債は、JICA法第32条6項に基づいた一般担保付債券です。一般担保付債券の購入者は、各発行体の設立根拠法に定めるところにより、発行体の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しています

2014年度事業展開の方向性

重点課題 1 新興国・途上国と日本が共に成長する支援

▶インド

事例 1 タミル・ナド州投資促進プログラム

12億人以上の人口を抱え、購買力平価ベースで世界第3位の経済大国となったインドは、日本にとって重要な国の一つです。他方で、インドでは未成熟な投資制度やインフラの未整備が課題となっており、近年日本企業の進出が著しいタミル・ナド州では、投資制度やインフラの改善を求める建議書が毎年、州政府に提出されています。こうした状況のなか、JICAは、制度上の改善やインフラ整備について、その実施状況に応じて資金を貸し付ける政策支援型の円借款である「タミル・ナド州投資促進プログラム」の借款契約を、2013年11月にインド政府との間で調印しました。JICAは州政府と合同で政策の実施状況を定期的にモニタリングすることで、投資制度の改善やインフラ整備を促進しています。



「タミル・ナド州投資促進プログラム」の計画モニタリング委員会

▶ODAを通じて、インフラ輸出を支援

事例 2 高度道路交通システム(ITS)の海外展開に向けた取り組み

開発途上国の交通渋滞の緩和策の一つとして、高度道路交通システム(ITS(注))を導入して既存の道路のキャパシティを有効活用する方策が注目されています。JICAは、日本のITS技術の海外展開を支援するとともに、ITSの導入を通じた途上国における都市交通問題の解決に取り組んでいます。ベトナムにおいては、まず技術協力プロジェクトを通じてITS技術基準の確立を支援し、その後無償資金協力により、高速道路にわが国のITSを導入。2014年3月には、日本企業3社が円借款「南北高速道路建設事業(ホーチミン-ゾーザイ間)」の自動料金収受システム(ETC)や交通管制・道路交通情報等に関するシステム一式を共同受注しており、JICAの3スキームを組み合わせた支援を実施しています。



南北高速道路(ホーチミン-ゾーザイ間)にてITSが設置される
写真提供:高橋智史

(注)ITS(Intelligent Transport System):情報通信技術を駆使して、交通データを処理し、情報をドライバーなどに提供することでその行動を変え、渋滞や交通事故などの交通問題解決に貢献する一連のシステム

重点課題 2 人間の安全保障と平和構築の推進

▶フィリピン

事例 ミンダナオ包括和平合意 — 新自治政府設立への支援(一般勘定で実施の事業*)

2014年3月の包括和平合意により、ミンダナオ紛争が終結し、新たな自治政府である「バンサモロ政府」の発足とその基本的な枠組みが定められました。JICAは2002年以来的の支援経験を生かし、バンサモロ地域が発展し人々の暮らしが安定するための支援に取り組む予定です。実施中の「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」では、新政府の中核人材育成、組織体制構築、地域開発計画の策定といったまさに新たに政府をつくるための支援を行っています。JICAは、行政サービスが滞ることなく新政府へ移行され、ミンダナオの住民が和平合意の恩恵を実感できるように支援を加速化していきます。



マラカニアン宮殿で行われた包括和平合意署名式の様子

*1 JICA は、有償資金勘定以外の経理区分を一般勘定としています

重点課題 3 国際連携の推進と国際援助潮流への取り組み

▶アジア・大洋州の災害リスク低減に向けた議論をリード

事例 ▶ アジア開発銀行年次総会の機会をとらえて世界へ発信

JICAの小寺清理事は、2013年5月、アジア開発銀行第46回年次総会にて開催されたセミナー「アジア・大洋州地域における統合的防災リスク管理の構築と実践に向けて」にパネリストとして参加しました。小寺理事は、2011年のタイの大洪水を事例に、防災投資のプライオリティーを高めることの難しさと重要性を日本の経験を交えつつ説明。日本やタイの教訓は、①リスク・リテラシーの重要性、②環境変化に対して常に計画を見直す対応、③防災機能を兼ねるインフラにより複合的・重層的に安全性を確保する多重性の3点であると強調しました。また、Build Back Better(より良い状態への復興)という災害復旧時の思想や政府のリーダーシップで防災を主流化していくことの重要性に言及し、JICAとして、『災害復旧スタンバイ借款』等を通じた支援を行っていきたく訴え、活発な議論をリードしました。



セミナーの様子(一番左が小寺理事)
写真提供: ADB

重点課題 4 民間連携・国内連携の強化

▶ウガンダ

事例 ▶ BOPビジネス連携促進 SARAYA100万人の手洗いプロジェクト(一般勤定で実施の事業*)

サラヤ株式会社(本社:大阪)は、2010年から手洗いプロジェクトをウガンダで開始しました。これは、安全な水が十分ではない同国で、医療機関でも徹底されていない手洗いを、自社のアルコール手指消毒剤の販売を通じて実施したものです。本格化に向け、2012年1月からは、協力準備調査(BOPビジネス(注)連携促進)制度を活用して、ウガンダのモデル病院での啓発活動や製品の受入調査、現地の原料を利用するビジネスモデル構築や事業計画策定に取り組みました。また、啓発活動先のモデル病院や同社によるパイロット事業では、青年海外協力隊員との連携を通じ、5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)活動や感染症対策を推進する啓発・普及活動も実現しました。



消毒液で衛生管理を行う看護師(ウガンダ)

(注)BOPビジネスとは、BOP層(Base of the Economic Pyramid)の略で、一日あたりの収入が購買力平価で8米ドル未満または生活必需品やサービスへの十分なアクセスを持たない人々を指す)を対象としたビジネス

重点課題 5 途上国における女性の地位向上と社会進出支援

▶より女性が輝く社会を実現するために

事例 ▶ アフリカでのジェンダー平等に向けた取り組み(一般勤定で実施の事業*)

アフリカの農村の生活において女性は非常に重要な役割を担っています。しかし依然として女性は市場や社会サービス・ネットワークへのアクセスに制約があります。JICAは、持続可能な経済成長には、女性が能力を最大限に発揮できる環境の整備や経済活動への平等な参画促進が大切であると考え、アフリカ各国で女性のエンパワメントに取り組んでいます。例えば、JICAは、ナイジェリアで村落部の女性対象の識字・職業訓練の場として全国700カ所に設置された女性開発センター(WDC)に注目。2007年から「女性の生活向上のための女性センター活性化支援プロジェクト」に取り組みました。2011年から開始したフェーズ2では、WDC活性化の成果を全国レベルへ広めることを目指しています。



ナイジェリアのWDCで編み物の授業を受ける女性

主要な経営指標等の推移

独立行政法人国際協力機構

(単位:百万円)

決算年月	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	487,108	491,855	480,656	448,748	450,259
経常費用	296,712	320,787	361,060	370,950	326,615
経常利益※1	190,396	171,068	119,596	77,798	123,644
臨時利益	25	3	15	8	7
臨時損失	640	6,981	939	2,024	33
当期総利益(注1)	189,971	164,101	118,818	93,236	127,512
資本金※2	7,601,489	7,705,889	7,744,442	7,782,077	7,832,098
純資産額※3	8,369,117	8,640,199	8,782,182	8,868,602	9,051,831
総資産額	11,311,885	11,384,703	11,354,315	11,323,328	11,376,773
業務活動によるキャッシュ・フロー	△127,763	△52,522	△16,596	△94,409	△21,409
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,037	△60,498	34,146	28,629	△29,684
財務活動によるキャッシュ・フロー	127,054	104,124	40,427	41,153	50,003
資金期末残高	78,635	69,313	126,896	102,170	101,071

(注1) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として、平成21年度は190百万円、平成22年度は12百万円、平成23年度は146百万円、平成24年度は17,454百万円、平成25年度は3,894百万円を計上後の金額となっている

(指標等の説明)

※1 経常利益＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

目次

		頁
第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務	7
3	新規発行による手取金の使途	8
第二部	参照情報	9
第1	参照書類	10
第2	参照書類の補完情報	10

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第28回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	10万円	申込期間	平成26年12月8日から 平成26年12月19日まで
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込 期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	未定（年0.10%～年0.30% を仮条件とし、当該仮条件 により需要動向を勘案した うえで平成26年12月5日 に決定する予定。）	払込期日	平成26年12月22日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成31年12月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成27年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 払込期日の翌日から平成27年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。 		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本債券の元金は、平成31年12月20日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

<p>摘 要</p>	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）</p> <p>本債券について、当機構はR&IからAA+の信用格付を平成26年12月5日付で取得する予定である。</p> <p>R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>R&I：電話番号 03-3276-3511</p> <p>(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）</p> <p>本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成26年12月5日付で取得する予定である。</p> <p>S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。</p> <p>S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。</p> <p>S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。</p> <p>S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (http://www.standardandpoors.co.jp) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」 (http://www.standardandpoors.co.jp/pcr) に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>S&P：電話番号 03-4550-8000</p>
------------	--

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
3. 募集の受託会社
 (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三菱東京UFJ銀行とする。
 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成 26 年 12 月 5 日締結予定の第 28 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
4. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て

<p>摘 要</p>	<p>第三者に通報するため請求を行ったとき。</p> <p>③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。</p> <p>8. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p>
------------	--

摘 要	12. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。
--------	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 4,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金37.5銭とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,500	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,500	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000 百万円	●百万円	●百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額●百万円は、平成 26 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ

(<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（平成26年8月1日現在）」

第2 参照書類の補完情報

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（平成26年8月1日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書 証券情報の部作成日（平成26年11月18日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項を含め、その全体を一括して記載したものであります。また、その他の箇所につき、「供与条件表」及び「役員状況」についても重要な変更があるため、あわせて記載したものです。

1 対処すべき課題

(1) 当機構のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成20年10月の再編後、当機構では、それまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

当機構は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ取組みます。そしてこのビジョンの実現に向けて、4つの戦略によって、4つの使命を果たしていきます。また、それらを遂行する上での活動指針を定めました。

■ ビジョン：すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

■ 4つの使命

使命1：グローバル化に伴う課題への対応

グローバル化の進展は、経済発展を促し、人々に新たな機会をもたらすというプラスの側面がある一方、富の偏在化や国境を越えた気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といったマイナスの側面があります。それらは、世界の資源に依存する日本を含む国際社会の安定と繁栄を脅かし、開発途上国ではより深刻な脅威となっています。当機構は、グローバル化に伴って途上国が直面する多様な課題の解決に、日本の経験や技術も活用しながら、国際社会と連携して総合的に取組みます。

使命2：公正な成長と貧困削減

開発途上国の貧困層は、経済危機や紛争、災害などの影響に脆弱で、貧困が悪化するリスクにさらされています。また、貧富の格差の拡大は、社会の不安定要因になっています。人々が貧困から抜け出し、健康で文化的な生活を営めるようになることは途上国の発展のみならず、国際社会の安定にも不可欠です。貧困削減のためには、貧困層に配慮した公正な成長を通じた雇用機会の拡大や教育・保健などの公共サービスの強化が必要です。当機構は、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図ります。

使命3：ガバナンスの改善

国家のガバナンスとは、その資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方を意味し、その改善は途上国の安定的な発展に重要です。しかし途

上国では法・司法制度や行政機構が脆弱なため、限定的な住民参加や不十分な行政サービスの提供などの問題を抱えています。当機構は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいて公共サービスを効果的に提供する制度の改善、それらの制度を適切に運用するための組織づくり・人材育成を支援します。

使命4：人間の安全保障の実現

グローバル化の進展によって、国境を越えたさまざまな脅威が増大し、途上国の多くの人が内戦、災害、貧困といった人道上の脅威にさらされています。「人間の安全保障」とは、ひとり一人の人間を中心に据えて、紛争、テロ、災害、環境破壊、感染症などの「恐怖」や、貧困、社会サービス・基礎インフラの欠如といった「欠乏」の脅威から保護し、自ら対処する能力を強化することで、尊厳ある生命を全うできる社会づくりを目指す考え方です。当機構は、社会的に弱い立場にある人々をさまざまな脅威から保護するために、社会・組織の能力強化と、人々自身の脅威に対処する力の向上を支援します。

■4つの戦略

戦略1：包括的な支援

当機構は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略2：連続的な支援

当機構は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。当機構は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略3：開発パートナーシップの推進

当機構は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略4：研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。当機構は「JICA研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

■活動指針

1) 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施（Speed-up）」「援助効果の拡大（Scale-up）」「援助の普及・展開（Spread-out）」という統合効果を発揮します。

2) 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

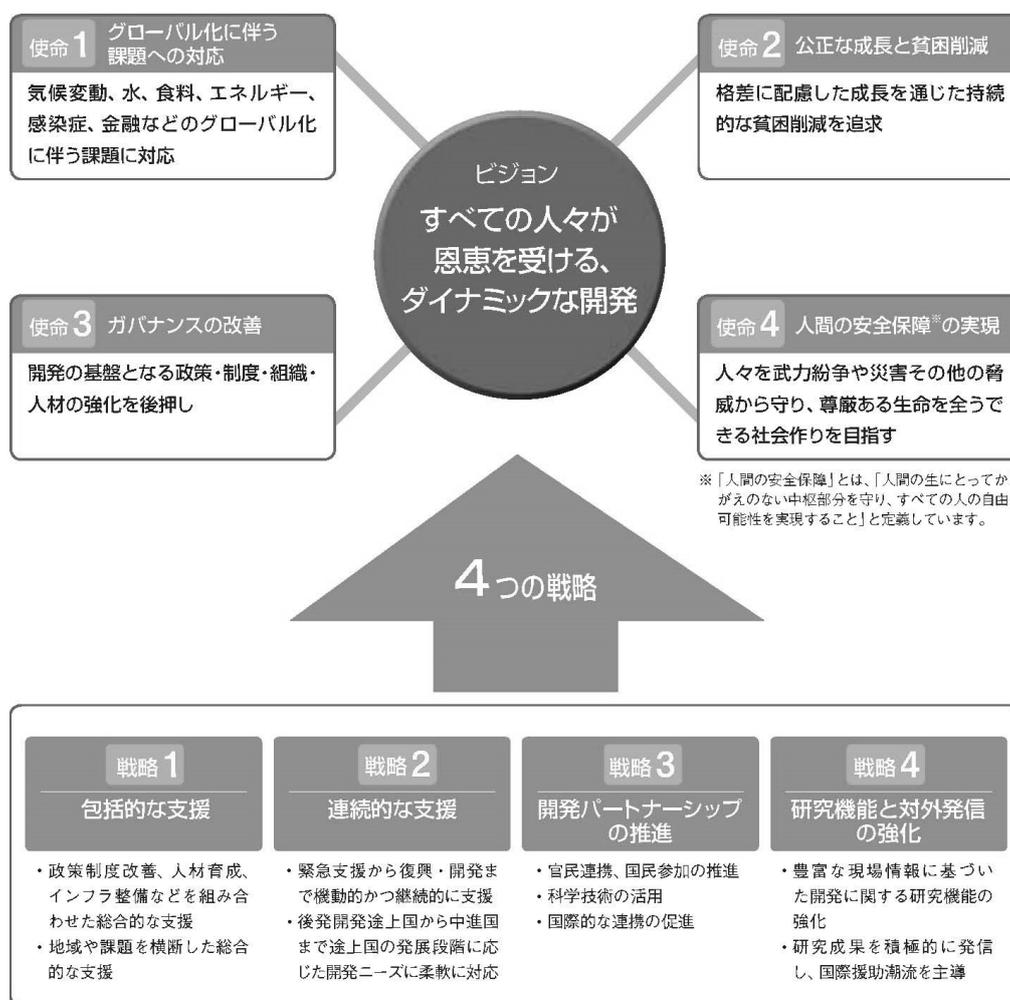
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

3) 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

4) 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、首相官邸に設置されている経協インフラ戦略会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

安倍政権においては、我が国の優れた技術やノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に我が国と密接な関係を有するアジアを含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげる目的で、平成 25 年 4 月 15 日に「円借款の戦略的活用のための改善策」を公表しました。具体的には、以下のような施策を講じます。

- (1) 日本の優れた技術やノウハウを提供できる重点分野における円借款の積極的活用の促進のため、重点分野の見直し及び重点分野における金利の引下げ等を行います。
- (2) 我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、平成 14 年 7 月に導入された本邦技術活用条件（STEP）について、本邦企業及び借入国の双方にとってより魅力的な制度となるよう、制度改善を行います。
- (3) 中進国、中進国を超える所得水準の開発途上国に対して、我が国の知見や技術が活用できる分野を中心に円借款を一層活用していきます。
- (4) 開発途上国における災害発生後の復旧段階で発生する資金需要に対し迅速な支援を行うべく、災害発生時に借入国からの要請をもって速やかに融資を実行できるよう、災害発生に備えて融資枠を合意する「災害復旧スタンドバイ借款」を創設します。
- (5) その他、ノンプロジェクト型借款の一層の活用、変動金利制の導入、コミットメント・チャージの廃止と事業迅速化インセンティブの付与等についても改善策に含めています。

また、日本経済再生のために、新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長を取りこむための「インフラシステム輸出戦略」を平成 25 年 5 月 17 日に発表し（平成 26 年 6 月改訂）、ODA を含む官民一体となった取組を推進していくことが示されております。

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定、平成 26 年 6 月 24 日改訂）においては、成長への道筋を実行・実現するものとして、「日本産業再興プラン」「戦略市場創造プラン」及び「国際展開戦略」の 3 つのアクションプランを打ち出し、国際展開戦略に関して、上記「インフラシステム輸出戦略」の方針が確認されると共に、インフラ輸出・資源確保等で、相手国政府と連携し、技術協力、円借款・海外投融資、無償資金協力等を戦略的に活用することにおいて、当機構の役割が期待されています。当機構は、プロジェクト上流段階の全体計画策定、円借款の制度改善、海外投融資のインフラ案件への活用、ビジネス環境改善、中小企業等の海外展開支援、グローバル人材の育成等を通じて、日本政府とも協力しつつ、政府戦略に合致した取組を進めております。

さらに我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められた「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日閣議決定）においては、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進する手段として ODA を活用し、普遍的価値の追求、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。当機構は ODA 実施機関として民主化支援、法制度整備支援、女性を含む人権擁護、人間の安全保障の実現等の各課題解決のため、政府方針に合致した取り組みを行っています。

なお、「インフラシステム輸出戦略」、「日本再興戦略」及び「国家安全保障戦略」の内容は、首相官邸、内閣官房のホームページで公表されています。

- ・「インフラシステム輸出戦略」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai4/kettei.pdf>
- ・「日本再興戦略」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf
- ・「日本再興戦略改訂 2014」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>
- ・「国家安全保障戦略」<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf>

【参考】日本のODAに関する主な国際公約

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2011年9月	【第66回国連総会】 野田総理大臣より、①南スーダンの国づくりと地域の平和定着のための支援、②「アフリカの角」への更なる人道支援、③「アラブの春」が起こっている中東・北アフリカの改革・民主化努力を支援するための総額約10億ドルの円借款実施を表明。	10億ドル	2011～
2012年4月	【第4回日本・メコン地域諸国首脳会議】 野田総理大臣より、インフラや基礎生活分野などの社会基礎整備に引き続き重要な役割を果たすODAについて、日本より、来年度以降3年間で円借款、無償協力資金、技術協力を活用し、約6,000億円の支援を実施することを表明。	6,000億円	2013～2015
2012年6月	【国連持続可能な開発会議（リオ+20）】 玄葉外務大臣より、持続可能な開発を実現するための「緑の未来」イニシアチブとして、①環境未来都市の世界への普及、②世界のグリーン経済への貢献、③強靱な社会づくりへの取組を発表。今後3年間で環境・低炭素技術導入に30億ドル、総合的な災害対策に30億ドルの支援を実施することを表明。	60億ドル	2012～2015
2012年7月	【世界防災閣僚会議 in 東北】 野田総理大臣より日本として、国際社会の防災分野の取組を主導していく決意を表明。2013年からの3年間で30億ドルの支援を行うことを表明。	30億ドル	2013～2016
2012年7月	【アフガニスタンに関する東京会合】 玄葉外務大臣より、アフガニスタンに対し、①アフガニスタンの人口の約8割が従事する農業、②地域協力という観点からも重要なインフラ整備、③国造りの原点である人づくりといった経済社会開発分野の支援を行うべく、2012年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援を行うことを表明。	最大約30億ドル	2012～2016
2012年10月	【ミャンマーに関する東京会合】 城島財務大臣より、円借款の延滞債務解消のための措置を、来年1月に実施すること、及び来年のできるだけ早い時期に、新たな円借款による本格的な支援の再開を予定していることを表明。	-	-
2013年5月	【日・ミャンマー首脳会談】 ミャンマーの改革努力を支援するため、延滞債務残額の解消と円借款511億円を含む総額910億円のODAを2013年度末までに供与することを表明。	910億円	2013
2013年5月	【中東首相訪問】 安倍総理大臣より、中東地域の安定に向けて、中東・北アフリカ地域に対し、新たに総額22億ドル規模の支援を行うことを発表。また、今後5年間（2013年度～2017年度）で約2万人の研修実施と専門家派遣を行うことを表明。	22億ドル	2013
2013年6月	【第5回アフリカ開発会議（TICAD V）】 安倍総理大臣より、①民間の貿易投資を促進し、アフリカの投資を後押しする。②日本らしい支援を通じ、「人間の安全保障」を推進する、という基本方針の下、今後5年間で総額1.4兆円のODA支援を行うことを表明。	1.4兆円	2013～2018
2013年9月	【第68回国連総会】 安倍総理大臣より、「紛争の予防と解決、平和構築に至る全段階で、女性の参画を確保するとともに、紛争下、危険にさらされる女性の権利、身体を守る対策」として、今後3年間で30億ドルのODA支援を行うことを表明。	30億ドル	2013～2016

2013年10月	<p>【水銀に関する水俣条約外交会議】 岸田外務大臣より、大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の3分野において、途上国の環境汚染対策のため、今後3年間で総額20億ドルのODAによる支援を実施すること、及び途上国による水俣条約の締結を支援するため、水銀汚染防止に特化した人材育成支援を新たに実施することを表明。</p>	20億ドル	2014～2016
2013年11月	<p>【攻めの地球温暖化外交戦略(「Actions for Cool Earth (ACE) 」)】 攻めの地球温暖化外交戦略の一環として、2013～2015年の3年間に、公的資金1兆3,000億円(約130億ドル)を含む官民合わせて計1兆6,000億円(約160億ドル)の支援を実施するとの途上国支援策を発表。主としてODAやJBIC融資等のOOF(その他の公的資金)を活用し、途上国の気候変動問題対策への支援を行うもの。</p>	130億ドル	2013～2015
2013年12月	<p>【日・ASEAN 特別首脳会議】 安倍総理大臣より、2015年の共同体構築を目指すASEANが掲げる「連結性の強化」、「格差是正」を柱にインフラ整備など5年間で総額2兆円規模のODA供与を表明。</p>	2兆円	2013～2018
2014年1月	<p>【日モザンビーク首脳会談】 安倍総理大臣より、ナカラ回廊を中心に、道路、港、エネルギー、環境、保健、教育等を含めた総合的開発のために、5年間(2013～2017年)で約700億円のODAの支援を実施することを表明。</p>	700億円	2013～2017
2014年1月	<p>【日印首脳会談】 安倍総理大臣より、今後もインド向けにODAを活用したインフラ整備や貧困削減などの支援を行っていくとの考えを伝達し、デリーメトロ延長を含む3件(総額約2,000億円)の円借款の供与を決定したことを表明。</p>	2,000億円	2014
2014年3月	<p>【G7首脳会合】 ウクライナに対し、日本として最大1,500億円(約15億ドル)の支援を行うことを表明。</p>	1,500億円	2014
2014年5月	<p>【日バングラデシュ首脳会談】 安倍総理大臣より、バングラデシュ及び地域の経済発展の促進に関し、「ベンガル湾産業成長地帯構想」を提案し、2014年より概ね4～5年を目途にバングラデシュに対し円借款を中心とする最大約6,000億円の支援を供与することを表明。</p>	6,000億円	2014～2018
2014年7月	<p>【日・カリブ共同体諸国(カリコム)首脳会合】 安倍総理大臣は、カリコム諸国が抱える「小島嶼国特有の脆弱性」に鑑み、一人当たりの所得水準とは異なる観点から支援が重要と表明。今後の協力のために、調査を実施し、具体的な協力の在り方については、検討していくことを表明。</p>	-	2014～
2014年9月	<p>【日印首脳会談】 安倍総理大臣は、次世代インフラ、連結性、輸送システム、スマートシティ、ガンジス川及び他の河川の再生、製造業、クリーンエネルギー、能力開発、水の安全保障、食品加工及び農産業、農業ワールドチェーン及び農村開発といった分野を含む、相互の利益のための適切な政府及び民間のプロジェクトの資金を手当てにするため、今後5年間で、インドに対し、ODAを含む、3.5兆円規模の日本からの官民投融資を実現するとの意図を表明。</p>	3.5兆円	2014

(3) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(4) 環境ガイドライン

当機構は、平成22年4月1日付で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「新環境社会配慮ガイドライン」という。）を公布の上、平成22年7月1日より施行し、同日以降に要請を受領した案件に適用しています。なお、同日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（平成14年4月制定）及び「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（平成16年4月制定）を適用しています。

新環境社会配慮ガイドラインにおける主な改訂点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらにより、JICA 業務に対応した、より質の高い環境社会配慮の実施を行うと共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

2 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成26年11月18日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。有償資金協力業務では、その主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府等・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しております。また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

(i) 信用格付

当機構では、独自の信用格付制度を有しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、当機構の保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。当機構では、金融検査マニュアルを参照して、査定のための内部規程等を整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制をとっています。資産自己査定の結果は、当機構の資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブ等国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）等を織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受入れること等により、金利リスク吸収力を高めています。さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取

引の取引相手先に係る市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価及び信用状態の把握に常時努めると共に、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。当機構は外貨貸付を行っておりませんが、平成 24 年度に制度導入された外貨返済型円借款において、融資先の求めに応じ、円建て融資が外貨建てに変換された場合に、為替レートの変動により損失を被る為替リスクが発生します。このリスクは、通貨スワップを利用することでヘッジします。また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動を常時モニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加若しくは収入の減少等により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券発行が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するもの、その他のリスクとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、半期に一度、役員等から委員が構成されるコンプライアンス委員会を実施しています。委員会では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、独立行政法人通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 不要財産の国庫返納について

平成 22 年 5 月 21 日、不要財産の国庫返納を義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律が国会で可決成立し、同年 11 月 27 日から施行されました。また、同年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、不要財産の国庫返納を

含む措置について定められています。このため、当機構の財産が、不要財産に該当すると判断された場合には、当該財産の国庫返納が求められます。

なお、当機構は、平成 23 年 6 月、平成 24 年 2 月、平成 25 年 3 月及び平成 26 年 3 月に、不要財産に該当する財産（計 1,933 百万円）及び平成 25 年 3 月に大阪国際センター（現物）を国庫納付しています。

（ii）「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

平成 21 年 11 月、平成 22 年 4 月～5 月、平成 22 年 11 月に、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、また、平成 22 年 6 月、平成 24 年 6 月、平成 25 年 6 月、平成 26 年 6 月に外務省の行政事業レビューが行われ、当機構の予算・事業も対象となりました。事業仕分け及び行政事業レビューでは、当機構が行う事業自体の重要性は認められつつも、経費節減などの効率化が求められました。

平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された上述「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（事業仕分け及び事業レビューの議論を踏まえ、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめたもの）において、各法人は「本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要」とされており、当機構では日本政府とも協議しつつ、本基本方針に沿った事務・事業の見直しを行っており、取組状況を公表しています（公表ページ http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20140908_01.html）。

また国内拠点機能の合理化等を目的に平成 24 年 4 月 1 日に国内拠点の再編を実施致しました。

（iii）行政事業レビューについて

平成 26 年度の行政事業レビューについては、平成 26 年 6 月 17 日に公開プロセスが実施されました。運営交付金で実施している技術協力（草の根技術協力及び過去の指摘事項のフォローアップ状況）がレビュー対象となり、主に草の根技術協力について、NGO 側の持続性及び他のスキームとの重複に留意しながら、より多くの NGO が参加できるよう改善すべきとのコメントを得ました。また、NGO による国内での事業展開に支援を行うことについて、国内の他の施策、これまでの事業の効果の検証を十分に行った上で、考え方を整理する必要があるとのコメントを得ました。

当機構は、本レビューにおける議論・コメントを真摯に受け止め、引続き効率的・効果的な事業実施に取り組んでいく所存です。

- ・ 行政改革推進本部開催状況や決定等：
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyoukakusuisin/>
- ・ 外務省による行政事業レビュー公表ページ
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/yosan_kessan/kanshi_kouritsuka/gyosei_review/
- ・ 平成 26 年行政事業レビュー：JICA 資料
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000041619.pdf>
- ・ 平成 26 年行政事業レビュー：結果
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000041929.pdf>

（iv）「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、当機構が講ずべき措置としては以下 4 項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、真摯に対応していく所

存です。

- ・ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針：
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/pdf/sankou-k3.pdf>

(v) 「独立行政法人通則法」の改正について

独立行政法人通則法が改正（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）され、関連する政令、基準等の変更が検討されています。当機構としては、引き続きこれらの動きを注視していく所存です。

(3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継した時は、当該承継の時において発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券の残高は以下のとおりです。(平成 26 年 3 月 31 日時点)

なお、平成 23 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	450,000,000,000 円
政府保証外債 (ユーロドル債)	1,150,000,000.00 ドル
(ユーロユーロ債)	750,000,000.00 ユーロ

3 供与条件表

円借款供与条件表

(平成26年10月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得階層	一人当たりGNI (平成24年)	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件	
LDC	うち貧困国 ^(注1)	一般条件	固定金利	基準	0.01	40	10	アンタイド	
				オプション1	0.70	30	10		
				オプション2	0.65	25	7		
				オプション3	0.60	20	6		
				オプション4	0.55	15	5		
				優先条件 ^(注2-以下表)	基準	0.01	40		10
				オプション1	0.01	30	10		
				オプション2	0.01	20	6		
				オプション3	0.01	15	5		
				STEP ^(注3-以下表)	固定金利	基準	1.20		30
貧困国	US\$ 1,035以下	一般条件	固定金利	基準	0.90	25	7	アンタイド	
				オプション1	0.75	20	6		
				オプション2	0.75	20	6		
				オプション3	0.65	15	5		
				オプション4	0.65	15	5		
		優先条件	基準	0.25	40	10			
			オプション1	0.20	30	10			
			オプション2	0.15	20	6			
			オプション3	0.15	15	5			
			オプション4	0.10	15	5			
STEP ^(注3-以下表)	固定金利	基準	0.10	40	10	タイド			
低所得国	US\$ 1,036以上 US\$ 1,965以下	一般条件	固定金利	基準	1.40	30	10	アンタイド	
				オプション1	0.80	20	6		
				オプション2	0.70	15	5		
				オプション3	0.70	15	5		
				オプション4	0.70	15	5		
			変動金利 ^(注4-以下表)	基準	円LIBOR+10bp	30	10		
				オプション1	円LIBOR	20	6		
				オプション2	円LIBOR-5bp	15	5		
				オプション3	円LIBOR-5bp	15	5		
				オプション4	円LIBOR-5bp	15	5		
		優先条件	固定金利	基準	0.30	40	10		
				オプション1	0.25	30	10		
				オプション2	0.20	20	6		
				オプション3	0.15	15	5		
				オプション4	0.15	15	5		
			変動金利	基準	円LIBOR-100bp	40	10		
				オプション1	円LIBOR-110bp	30	10		
				オプション2	円LIBOR-120bp	20	6		
				オプション3	円LIBOR-120bp	20	6		
				オプション4	円LIBOR-120bp	15	5		
STEP ^(注3-以下表)	固定金利	基準	0.10	40	10	タイド			
中所得国	US\$ 1,966以上 US\$ 4,085以下	一般条件	固定金利	基準	1.40	25	7	アンタイド	
				オプション1	0.95	20	6		
				オプション2	0.80	15	5		
				オプション3	0.80	15	5		
				オプション4	0.80	15	5		
			変動金利	基準	円LIBOR+15bp	30	10		
				オプション1	円LIBOR+10bp	25	7		
				オプション2	円LIBOR+5bp	20	6		
				オプション3	円LIBOR	15	5		
				オプション4	円LIBOR	15	5		
		優先条件	固定金利	基準	0.30	40	10		
				オプション1	0.25	30	10		
				オプション2	0.20	20	6		
				オプション3	0.15	15	5		
				オプション4	0.15	15	5		
			変動金利	基準	円LIBOR-95bp	40	10		
				オプション1	円LIBOR-105bp	30	10		
				オプション2	円LIBOR-110bp	25	7		
				オプション3	円LIBOR-115bp	20	6		
				オプション4	円LIBOR-120bp	15	5		
STEP ^(注3-以下表)	固定金利	基準	0.10	40	10	タイド			
中進国	US\$ 4,086以上 US\$ 7,116以下	一般条件	変動金利	基準	円LIBOR+20bp	30	10	アンタイド	
				オプション1	円LIBOR+15bp	25	7		
				オプション2	円LIBOR+10bp	20	6		
				オプション3	円LIBOR+5bp	15	5		
				オプション4	円LIBOR+5bp	15	5		
			固定金利	基準	1.70	25	7		
				オプション1	1.60	20	6		
				オプション2	1.50	15	5		
				オプション3	1.50	15	5		
				オプション4	1.50	15	5		
		優先条件	変動金利	基準	円LIBOR-90bp	40	10		
				オプション1	円LIBOR-100bp	30	10		
				オプション2	円LIBOR-105bp	25	7		
				オプション3	円LIBOR-110bp	20	6		
				オプション4	円LIBOR-115bp	15	5		
			固定金利	基準	0.60	40	10		
				オプション1	0.50	30	10		
				オプション2	0.40	20	6		
				オプション3	0.30	15	5		
				オプション4	0.30	15	5		
卒業移行国	US\$ 7,116以上 US\$12,615以下	一般条件	変動金利	基準	円LIBOR+20bp	25	7	アンタイド	
				オプション1	円LIBOR+15bp	20	6		
				オプション2	円LIBOR+10bp	15	5		
				オプション3	円LIBOR+10bp	15	5		
				オプション4	円LIBOR+10bp	15	5		
		優先条件	基準	円LIBOR-95bp	30	10			
			オプション1	円LIBOR-105bp	20	6			
			オプション2	円LIBOR-105bp	20	6			
			オプション3	円LIBOR-110bp	15	5			
			オプション4	円LIBOR-110bp	15	5			

コンサルティングサービス
プログラム借款オプション
コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。
協賛融資の場合は譲許性を確保しつつ、協賛融資先の償還期間と同一にすることが出来る。

(注1) LDCのうち貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。
(注2) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。
(注3) STEP(本邦技術活用条件)は、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の
有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。
(注4) 円LIBOR(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の上限は0E値25%を満たすような水準を確保し、下限金利は0.1%とする。
(注5) 災害復旧分野(災害復旧スタンバイ借款を含む)は、所得段階にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンバイ借款は、
外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。
(参考)
・オプション金利は、0E値が基準金利の0E値を上回らない金利とする。
・EPSAソブリン向けは、所得段階に応じて、優先条件を適用(ただし、LDCうち貧困国については、0.01%、40年(10年)を適用)。
・EPSAノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンは、0.55%、40年(10年)を適用。
・IMFのプログラムが順進している国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。
・中進国を超える所得水準の開発途上国には変動金利のみを適用、中進国には原則変動金利を適用するもの固定金利も選択可能とし、
低所得国及び中所得国には原則固定金利を適用するもの変動金利も選択可能とする。

主要国所得階層別分類 (国連及び世銀の分類による。)

所得階層	一人当たりGNI (平成24年)	
	うち 貧困国	アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、ミャンマー、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	L D C	アンゴラ、イエメン、キリバス、サモア、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、ソロモン諸島、セネガル、ツバル、バヌアツ、東ティモール、ブータン、モーリタニア、ラオス、レソト
貧 困 国	US\$ 1,035以下	キルギス、ケニア、ジンバブエ、タジキスタン
低所得国	US\$ 1,036以上 US\$ 1,965以下	インド、ウズベキスタン、ガーナ、カメルーン、コートジボワール、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、バブアニューギニア、ベトナム
中所得国	US\$ 1,966以上 US\$ 4,085以下	アルバニア、アルメニア、イラク、インドネシア、ウクライナ、エジプト、エルサルバドル、ガイアナ、カーボヴェルデ、グアテマラ、グルジア、コソボ、コンゴ共和国、シリア、スリランカ、スワジランド、パラグアイ、フィリピン、ペリーズ、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ、モンゴル
中進国	US\$ 4,086以上 US\$ 7,115以下	アゼルバイジャン、アルジェリア、イラン、エクアドル、グレナダ、コロンビア、ジャマイカ、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、中国、チュニジア、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トンガ、ナミビア、ブルガリア、フィジー、ベラルーシ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マーシャル諸島、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア
中進国を超える 所得水準の 開発途上国	US\$ 7,116以上 US\$12,615以下	アルゼンチン、カザフスタン、ガボン、コスタリカ、スリナム、セーシェル、トルコ、パナマ、パラオ、ブラジル、ベネズエラ、ボツワナ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、ルーマニア、レバノン

(注) アフガニスタン、ソマリア、ミャンマー、ルワンダ、イエメン、ジブチ、イラク、シリア、ペリーズ、アルジェリア、イラン、リビア、アルゼンチンについては、世銀ガイドラインにおいて平成24年度の一人当たり国民総所得が記載されていないところ、平成23年度と同じ所得階層に位置づけている。

4 役員の状況（平成26年10月1日現在）

【役員の定数】理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人

【役員の任期】理事長及び副理事長：4年、理事及び監事：2年

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	田中 明彦	平成24年4月1日	昭和59年 東京大学教養学部 助教授 平成2年 東京大学東洋文化研究所 助教授 平成14年 東京大学東洋文化研究所 所長 平成20年 東京大学国際連携本部長 平成21年 東京大学理事・副学長 平成24年 独立行政法人国際協力機構 理事長
副理事長	堂道 秀明	平成24年4月25日	昭和47年 外務省入省 平成15年 中東アフリカ局長 平成16年 特命全権大使 イラン 平成19年 特命全権大使 インド・ブータン 平成23年 特命全権大使 経済外交担当 平成24年 独立行政法人国際協力機構 副理事長
理事	小寺 清	平成22年4月1日 (再任)	昭和49年 大蔵省入省 平成16年 財務省国際局次長 平成17年 財務省副財務官 平成18年 世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会 事務局長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	市川 雅一	平成23年8月1日 (再任)	昭和58年 通商産業省入省 平成21年 内閣官房地域活性化統合事務局次長 平成22年 大臣官房審議官（戦略輸出担当） 平成23年 大臣官房審議官（製造産業局担当） 平成23年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	黒柳 俊之	平成24年7月1日 (再任)	昭和53年 国際協力事業団採用 平成20年 独立行政法人国際協力機構経済基盤開発部長兼公共 政策部長 平成21年 独立行政法人国際協力機構経済基盤開発部長兼同部 国際科学技術協力室長 平成22年 独立行政法人国際協力機構人事部長 平成24年 独立行政法人国際協力機構国際協力専門員 平成24年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	植澤 利次	平成25年10月1日	昭和52年 外務省入省 平成14年 外務省中東アフリカ局アフリカ第二課長 平成16年 外務省経済協力局技術協力課長 平成18年 在インド日本国大使館参事官 平成19年 特命全権大使ナイジェリア国駐節 平成23年 独立行政法人国際協力機構総務部長 平成25年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	加藤 宏	平成25年10月1日	昭和53年 国際協力事業団採用 平成17年 独立行政法人国際協力機構国内事業部長 平成19年 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所長 平成20年 独立行政法人国際協力機構研究所副所長 平成24年 独立行政法人国際協力機構上級審議役 平成25年 独立行政法人国際協力機構理事

理事	木山 繁	平成25年10月1日	昭和52年 平成14年 平成15年 平成17年 平成19年 平成20年 平成25年	海外経済協力基金採用 国際協力銀行開発第2部長 国際協力銀行開発第1部長 国際協力銀行財務部長 国際協力銀行アフリカ地域外事審議役 独立行政法人国際協力機構上級審議役 独立行政法人国際協力機構理事
理事	柳沢 香枝	平成26年10月1日	昭和55年 平成20年 平成21年 平成24年 平成26年	国際協力事業団採用 国際協力機構アフリカ部審議役兼TICAD IVフォローアップ業務室長 国際協力機構国際緊急援助隊事務局長 国際協力機構東・中央アジア部長 独立行政法人国際協力機構理事
監事	伊藤 隆文	平成23年10月1日 (再任)	昭和53年 平成16年 平成18年 平成20年 平成23年	国際協力事業団採用 独立行政法人国際協力機構総務部総務グループ長 独立行政法人国際協力機構地球環境部長 独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局長 独立行政法人国際協力機構監事
監事	黒川 肇	平成23年10月1日 (再任)	平成5年 平成9年 平成22年 平成23年	デロイト・アンド・トウシュ会計事務所 フランクフルト事務所マネージャー 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 国際選任部門マネージャー 有限責任監査法人 トーマツ東京事務所パブリックセクター部マネージャー 独立行政法人国際協力機構監事
監事	町井 弘実	平成26年1月1日	昭和50年 平成12年 平成22年 平成25年 平成26年	株式会社日本長期信用銀行入行 株式会社日本長期信用銀行監査役室室長 日本年金機構監査部部長 SGアセットマックス株式会社コンプライアンス・オフィサー 独立行政法人国際協力機構監事